

## 第6回日野町議会定例会会議録

平成28年12月22日（第4日）

開会 9時20分

閉会 12時02分

### 1. 出席議員（14名）

1番	堀江和博	8番	蒲生行正
2番	後藤勇樹	9番	富田幸
3番	奥平英雄	10番	高橋涉
4番	山田人志	11番	東正幸
5番	谷成隆	12番	池元法子
6番	中西佳子	13番	對中芳喜
7番	齋藤光弘	14番	杉浦和人

### 2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

8番 蒲生行正（早退）

### 3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（17名）

町長	藤澤直広	副町長	平尾義明
教育長	今宿綾子	総務政策主監	池内俊宏
教育次長	古道清	総務課長	高橋正一
企画振興課長	安田尚司	税務課長	増田昌一郎
住民課長	橋本敦夫	福祉課長	宇田達夫
介護支援課長	夏原英男	農林課長	藤澤隆
商工観光課長	外池多津彦	建設計画課長	望主昭久
上下水道課長	長岡一郎	生涯学習課長	山本和宏
会計管理者	福本喜美代		

### 4. 事務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 西河均 総務課主査 山添史郎

## 5. 議事日程

- 日程第 1 議第 7 1 号から議第 8 2 号まで（中部清掃組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の規約の変更および財産処分についてほか 1 1 件）および請願第 1 1 号（原発事故による避難者用無償住宅支援の継続を求める意見書の提出を求める請願書）について  
〔委員長報告・質疑・討論・採決〕
- 〃 2 議第 8 3 号 日野町職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 〃 3 報第 9 号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（町道大窪内池線側溝改修工事 2 工区））
- 〃 4 決議案第 3 号 福島原発事故による避難者用無償住宅支援の継続を求める意見書決議について
- 〃 5 決議案第 4 号 滋賀県東近江警察署西大路警察官駐在所の存続を求める意見書決議について
- 〃 6 決議案第 5 号 平和堂日野店閉店後の跡地対策を求める決議について
- 〃 7 議員派遣について
- 〃 8 委員会の閉会中の継続調査について

## 会議の概要

－開会 9時20分－

**議長（杉浦和人君）** 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いいたします。  
一同礼。

－起立・礼－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ印刷・配付のとおりであります。

日程第1 議第71号から議第82号まで（中部清掃組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の規約の変更および財産処分についてほか11件）および請願第11号（原発事故による避難者用無償住宅支援の継続を求める意見書の提出を求める請願書）について一括議題とし、各委員長より審査結果の報告を求めます。

総務常任委員長 5番、谷 成隆君。

**5番（谷 成隆君）** 皆さん、おはようございます。それでは、総務常任委員会の委員長報告を行います。

平成28年第6回12月定例会の総務常任委員会の委員長報告をいたします。

去る12月15日午後2時より、第1、2委員会室において開催いたしました。出席者は委員全員、執行側より藤澤町長をはじめ関係職員の出席のもと、町長の挨拶をいただきました。

はじめに、委員長から、本委員会に付託されました案件について、委員会の審査は案件ごとに行い、議案の説明については議員全員協議会において既に受けておりますので、直ちに質疑に入り、全案件の質疑終了後に一括に討論を行い、その後採決を行う旨諮り、承諾を得ました。

2時3分、議第74号、日野町交通安全対策会議設置条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入りました。

委員より、先般、教育長より13カ所の通学路で必要な箇所があると聞いている。通学路は国道307号線より上と下とで分かれているものではなく、一体的な整備が必要である。整備の考え方がおかしいのではないかと指摘した。町で実施する交通安全策は、信号機だけの整備ではなく、全体を考える必要がある。県警の交通規制課と話をした中で考えると、警察と日野町の実施すべき内容に、日野町には無理があると思う。

住民課参事より、今後、日野町の第10次交通安全計画の策定を進める中で、皆さん方から意見を聞き、通学路等の課題も計画に反映できればと思う。

委員より、通学路の課題は行政懇談会等で指摘しているので、投資はする必要が

ある。要望があり課題がある中で、努力する姿勢が必要ではないか。

住民課参事より、13カ所については、主に信号機が設置されていない箇所であるが、平成27年に国から示されている信号機設置指針に合致しない箇所であり、信号機だけに頼る安全ではなく、交通安全教育、指導といった取り組みも重要である。

委員より、13カ所については早急に施策につないでほしい。

委員より、10月に東近江警察署の清水署長の面談で、一灯式点滅信号機を撤去するという話を聞いた。先日、中在寺の点滅信号を撤去する話が警察からあったことを区長から聞いた。区長は撤去されることに困っている。区民には納得できるように説明する責任がある。このことについて、行政はどのように考えているのか。

住民課参事より、平成27年12月に示された国の信号機設置指針において、一灯式点滅信号機は撤去する方針が示されている。12月2日に東近江警察署交通課が、中在寺区長ほか、西桜谷地区の関係する集落の区長宅を訪問し、撤去方針を説明された。そのことを受け、12月5日に中在寺区長が役場に来庁され、話を伺い、国の指針等を改めて町からも説明させていただき、内容は了解された。住民への周知は、西桜谷公民館へ広報への掲載も依頼する。

委員より、野出地先に信号機が設置されるが、一灯式点滅信号機を撤去との交換条件であるのかのような認識を住民が受けないようにお願いしたい。

住民課参事より、そのように考え、理解がいただけるように考えていきたい。

委員より、以前、警察より、松尾2区会議所前信号機を撤去し、その後に、道路標示（止まれ）について区長へ依頼してほしいと話があったと聞いている。

住民課参事より、そのことは建設計画課を通じて聞いている。日野町内には4基設置されており、順次撤去されることになるが、それにかわる標識や路面標示等を、公安委員会と町道であれば町が交通安全対策を考える。

委員より、改正内容に、今はない、「日本国有鉄道」という表現があるのはなぜか。

住民課参事より、5年前の計画作成時点で所要の改正を行っておくべきであったが、読みかえだけで処理されていたと思われる。交通安全計画は5年ごとということもあり、今回の作成を行うにあたり条件の不具合に気づき、改正するものです。

委員より、日野町交通安全対策会議は警察関係者も参加してもらう重要な会議であるが、この間に開催されているのか。また、開催された場合に、今までのような問題を議論されたのか。

住民課課長補佐より、計画は内部協議を終了しており、警察との意見交換のための説明をした段階であるが、警察からの回答は得てない状況である。回答を受けた後、日野町交通安全対策会議を開催して、3月には議会に説明する予定です。

委員より、この会議は定期的に行うのか。要望等が整理されるために、会議が機能しているのか。

住民課課長補佐より、この会議は、交通安全計画を策定するための会議である。

委員より、警察はラウンドアバウトを推奨しており、当町にも連絡があったが、費用がかさむので突っぱねたと聞いているが事実か。具体的には、警察規制課より、東部・南部交差点（鎌掛）で実施したい意向を確認しているが、話はあったのか。

町長より、当初、477と必佐バイパスの交差点で話に来られた。しかし、必佐公民館交差点まで渋滞が続くと思われるので、効果が望めないと判断された。鎌掛については、下駒月から侵入する場合は下りカーブであることで、安全性などについての議論を行い、効果が得られないと判断した。

委員より、交通規制課では、交通量が少ないが、危険箇所であることから提案をしてもらった。担当者レベルではよい方向であったが、町長レベルで却下されたように思っていた。下りカーブであり危険性があるという理屈をつければどのようなものになる。警察庁では、各市町に1カ所程度設置したいと思っていた。県の説明会に参加することは考えているのか。

町長より、ラウンドアバウトを拒否するものではない。可能性があれば取り組む。説明会に職員が参加することはあり得る。交通安全対策を進めることは共通認識であるが、条件が整わないものを無理にすることにはならない。今後も勉強しながら取り組んでいく。

委員より、ラウンドアバウトの視察要請は来ているのか。

町長より、建設計画課は聞いているのではないかと思う。職員の出張伺を全て決裁するものではないので分からないが、あれば行くのではないか。

委員より、この件については県議会議員より聞いていた。視察要請も聞いた。広い場所であることがよいとも聞いた。地元としては、カーブで危険な箇所なので、山を削る方法がよいことになった。視察は参加しないことを連絡した。

2時40分、質疑終了。

次に、議第75号、日野町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入りました。

委員より、特定教育・保育施設の使用料、小児慢性特定疾病に対する日常生活用具の給付に関する事務、および奨学金の貸与に関する事務でどのように利用されるのか。

教育次長より、奨学金の貸与に関する事務については、奨学金の給付金額決定のための所得確認の個人情報になる。また、特定教育・保育施設の使用料については、幼稚園等の所得判定のためである、学校保健法に基づく医療に要する費用についての援助に関する事務においては、学校疾病の医療費負担に関する生活保護の個人情報になる。

福祉課課長より、小児慢性特定疾病に対する日常生活用具の給付に関する事務は、日常生活用具の給付を行う場合に、所得による自己負担額のための個人情報になる。

委員より、情報収集段階で、目的以外の情報を閲覧できる仕組みになっているのか。

総務課参事より、番号制度は、法律に定められた特定の事務に利用できるものである。また、番号法19条で、連携できる内容について定められている。今回の独自利用事務については法律に定めのないものであって、条例に定められている事務については利用可能になっていることに対する定義をしたものである。ただし、番号法9条の範囲内となっている。法律に定めのないものまでひもづけされるものではない。

2時44分、質疑終了。

次に、議第76号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入りました。

質疑なしで、2時55分、質疑終了。

次に、議第77号、日野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入りました。

委員より、勤勉手当の制度の運用について聞きたい。また、現給保障以外がベースアップになるが、号給の境目はどこか。

総務課課長より、今年度は12月の支給日に0.1月分を加算する。翌年度からは、6月と12月の支給日に0.05月ずつ加算することになる。今回の給与改定で実際の給与額アップするのは、1級から3級と、4級の一部である。

委員より、1級については、現給保障はどこまでの号給が関係するのか。

総務課専門員より、公務員の給与制度の総合見直しが平成26年度に改正されたことにより、給料表が引き下げられたことに対する現給保障であるが、1級に在職する職員では該当する職員はいません。

3時2分、質疑終了。

次に、議第78号、日野町税条例等の一部を改正する条例の制定について質疑に入りました。

委員より、医療費控除の特例において、特定一般用医薬品の特例について、通常の医療費控除と特例のどちらかを選ぶことでよいのか。

税務課課長より、通常、医療費控除と特例があり、どちらかを選ぶことになる。今回の特定一般用医薬品も控除の対象になる。

委員より、この制度は、30から34年までの限定なのか。

税務課課長より、特例は本来、期間限定で創設される場合が多い。期間中に次の段階を見きわめることも含めて限定されていると思う。

委員より、今回の控除については1万2,000円を超える分が対象であり、利用があるように思うがどうか。

税務課課長より、今回の特例の医薬品については、ドラッグストア等で購入できるように振りかえられたものが対象になる。29年1月以降で、特定一般用医薬品を購入するとレシートに表示される。表示されたもののみが対象になる。特定一般用医薬品はどちらの控除も可能であるが、特例は特定一般用医薬品のみになる。

委員より、租税条約を締結しない国との関係はどのような処理になるのか。

税務課課長より、源泉徴収を行わないこととしたのが今回の法改正です。日本在住者で、台湾から利子・配当等を受ける場合、免税でなく、課税徴収対象になるための申告が必要になります。

3時10分、質疑終了。

各案一括で討論に入りました。討論はなく終了し、採決に入り、議第74号、日野町交通安全対策会議設置条例の一部を改正する条例の制定についてほか4件について一括採決し、全員起立で可決、決定しました。

3時12分、町長の挨拶をいただき、暫時休憩に入りました。ここで執行部側は退席いただきました。

3時25分、再開。

本委員会に付託のありました請願第11号、原発事故による避難者用無償住宅支援の継続を求める意見書の提出を求める請願について、紹介議員の趣旨説明を受け、質疑に入りました。

委員より、賛同の立場であるが、誰がいつこういう立場になるか分からない。国はオリンピックで一生懸命になっているが、このことについて国はもっと考えなければならぬ時代になった。事故を起こしたのは被害者ではない。

委員より、避難者は日野町内にもいるのか。福島県で、この制度を打ち切るかわりに帰還を進める施策をとっているが、これについてどのような認識を持っているのか。

答弁として、日野町には2家族がいる。出身は福島である。避難解除されても帰れない現実があるという調査結果である。また、福島県もそのように言われている。

委員より、県は、移転費用の支援、民間家賃支援等の施策をしている。しかし、復興施策としてはどのようにもとのような生活をしてもらうかを考える必要がある。紹介議員としてどのように考えているのか。

答弁として、住宅無料提供は避難者の基本的な条件と考えるので、自ら帰れる状態になるまでは必要なものとする。

委員より、県議会での請願の採決の状況は聞かれているか。

答弁として、聞いてはいない。

委員より、避難者が帰った場合には支援があるのか。避難者の条件が整うまで制度を維持してほしいというのか、来年3月という期限をとりあえず延ばしてほしいということなのか。

答弁として、来年3月末で打ち切ると言うが、すぐに帰れるものではない。来年3月という期間を延ばしてほしいというものである。

委員より、なぜ今、打ち切らなければならないのか分からない。基本的に反対する理由がない。

答弁として、これは原発事故そのものをどのように見るかである。国策として原発事故処理をやり切るという観点からすると、まだ避難者がある状況で制度がなくなることはおかしいということの道理はあると思う。制度的保障はある中で、選択するのは個人であることが必要と思う。

委員より、政府は何も考えずに打ち切るというものではないと思うので、意見書を作成する場合は一方的にならない表現がよい。原発反対の考えを切り離して考えるべき。

3時55分、審議を終了し、討論に入り、討論なく、採決に入り、請願第11号、原発事故による避難者用無償住宅支援の継続を求める意見書の提出を求める請願について採択し、起立全員により、請願第11号は採択と決しました。

4時ちょうど、協議終了。

続いて、本委員会に付託されました西大路駐在所の存続についての請願について、委員長が諮り、西大路駐在所の存続を求める意見書決議の提出を委員全員に賛同いただけるなら、決議案を最終日に委員長名で提案し、県議会・県知事・滋賀県警察本部に要望する旨諮り、承諾を受けました。

4時10分、協議終了。

委員長の責任において委員会報告を行う旨諮り、承諾を受け、総務常任委員会を閉会しました。

以上で、総務常任委員会委員長報告といたします。

**議長（杉浦和人君）** 次に、産業建設常任委員長 9番、富田 幸君。

**9番（富田 幸君）** それでは、平成28年第6回12月定例会産業建設常任委員会の委員長報告を行います。

去る12月16日午後2時より、第2委員会室において産業建設常任委員会を開催いたしました。出席者は、委員全員と杉浦議長、執行側から町長、副町長、総務政策主監、農林課長、および関係職員の出席のもと、町長、議長の挨拶を受け、本委員会に付託のありました議第72号、日野町森林空間活用施設の指定管理者の指定についてほか1件でありましたが、議案の説明については先の議員全員協議会で受けておりますので、直ちに質疑に入りました。

まず、議第72号、日野町森林空間活用施設の指定管理者の指定についてを議題としました。

副委員長より、指定管理者の選定に係る選定委員に、滋賀中央森林組合と子ども会指導者連絡会が入った。意見を反映させるためと思うが、どのような意見があったのか。また、仕様書によると20年が経過し、老朽化している。修繕に対して今年も500万円、昨年1,000万円を超える額がかかっている状況である。修繕に対して年次計画はされているのか。

答弁として、農林課長より、今回の選定から行政職員の選考委員は外し、利用者代表を入れた。声としては、施設はよく管理されていてよい、近くで食材や資材の調達、お風呂があればよいと思う、また、最近は車が大きくなってきているため、オートキャンプサイトの利用にあたって狭くなっているなどの意見がありました。施設全体は、フリーサイトが整備されてにぎわっている。修繕については、今年、コテージと木工体験施設を改修した。専門家の目で見てもらい、改修計画を立てているが、年次計画まではできていない。あと1棟、コテージの屋根の改修が残っている。木造であるため、小さなものが幾つかあります。

委員より、仕様書では休日が火曜日となっている。キャンプは夏のものと思っていたが、冬キャンプもされている。雪など、突発的なことで利用者のトラブルは生じていないか。また、突然の休業などは起こっていないか。

答弁として、シーズンとしては夏がやはり多いですが、冬も利用されている。熊野ワークスからはトラブルは聞いていない。そして、突然の休業はないと聞いております。

ほかに質疑なく、次に議第73号、日野町農業委員会の委員および農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてを議題とし、質疑に入りました。

委員より、法律の改正によるものと聞いているが、農林水産省の改正に係る全体像資料では、農業の重点化と書いてある。漠然とした表現なので、具体的に教えてほしい。また、改正により委員が15名に減るが、そのことで負担が増すのではないか。選出方法を見ると、農業委員と推進委員の両方に応募できるとある。AとBの2地域の委員にも応募できるとある。農業委員と推進委員の両方、AとBの2地域の両方の委員に就任できるのかとの問いに、答弁として、農地利用の最適化の推進が法令業務に位置づけられたことが第一の重点化の内容である。全農地に対する担い手が利用する農地面積を5割から8割にまで引き上げるという全国目標の中で、法律において明確化された。委員は半減するが、機動的な委員会として農地の流動化を進めることが求められる。農業委員と推進委員には同時に応募できるが、兼ねることはできない。推進委員は担当区域を定めて公募することとなっており、その担当区域を複数で応募できるが、担当はどこか1区域となります。

委員より、2つの候補となったときには、町長がどの地区か決めるのか、自分で選択できるのか。

答弁として、推進委員は農業委員会が委嘱するものであり、農業委員会が判断をします。

議長より、委員には利害関係のない人を選ぶとあるが、農業に利害関係があるとはどういうことか。

答弁として、国の問答集では、農業を生業としない人は利害関係のない人となっています。

議長より、農業をしていない農協職員はどうか。また、兼業農家はどうか。

答弁として、農業で生計を立てていなければ、兼業も認められます。

委員長より、農業委員は各地区担当11名、利害関係者以外1名、女性3名とあるが、どのように選考されるのか。

答弁として、人数については、15名の目安として農業委員会での検討委員会における協議内容を述べたものである。ただ、法令で定められている担い手等の数が過半数を占めることや、利害関係を有しない者が含まれることのほか、3割以上は女性を入れるように強く言われている。

副委員長より、15人の公募については、1ヵ月くらいかかると思う。議員は兼ねることがあるか。東近江市では、党の公認を出したほうがよいとも聞く。不動産業者や産廃業者が入ろうとするかもしれない。公平性を保つようにすべきと考える。

答弁として、委員の任命にあたっては、農業者が組織する関係団体へ推薦依頼することを考えているが、以前のように人数を定めることはできない。今のところ、団体からは推薦はしないとも聞いている。議会へは推薦依頼はしないが、地域推薦で出られることは可能。全体の調整は先行している団体に聞き、混乱のないよう対応をしたい。

議長より、議会の同意が最終的に必要な人事案件である。一括でなく1人ずつの議案になり、否決すれば推薦団体からよく思われませんが、丸のみはできない。

答弁として、公正に審査して15名に絞って議会提案する予定であり、地域や農業に精通した人とするを考えている。

議長より、兼業農家も可能とあったが、全く利害関係がないと言えない。

答弁として、適正に審査し、提案します。

これで質疑を終了し、討論に入りましたが、討論なく、採決に入り、全員起立により当委員会に付託のありました議第72号、日野町森林空間活用施設の指定管理者の指定についてほか1件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託のありました案件の審査を終了し、午後2時50分、町長の挨拶をいただき、ここで執行側の退席があり、暫時休憩としました。

午後3時05分、審査を再開し、委員長より、9月議会に提出された平和堂日野店の閉店に向けた町行政の対応に関する請願を採択され、議長名で町長宛てに送付された。また、10月20日には日野ギンザ商店街との意見交換会も行い、11月30日、町長から経過報告が出てきました。お手元に配布したので、意見があれば出して下さい。

委員より、計画、案が出ないと議論できない。商店街、町をどうしていこうとするのかを出してほしい。

議長より、商店街が解体を了としたとき、跡地が無償で提供されるなどしないと何もできないのではないか。

委員より、報告事項6で、「半年を目途」とあるが、平成29年4月が期限となる。それまでに返事が欲しいというのが平和堂のスタンスであり、町は使うか使わないか、決める必要がある。振興計画として商業だけでなく複合的再開発とすることも必要であり、そうでなければ意見はまとまらない。検討会で寄って話しているだけではまとまらないので、12月14日、作業部会をつくっていく方向性が出ました。

議長より、平和堂が解体撤去したら、平和堂は物流をしないので、売ってしまうことになるだろう。元の所有者である町が所有するべきと考える。

委員より、ビジョンをつくりながら土地を押さえていくべきと考える。

また、別の委員より、地元はどう思っているのかとの意見に、委員より、細かな構想はない。「残してくれ」ばかり言っている。潜在購買力の計算をしてみようと思っています。

また、委員より、委員長、副委員長から町長へ申し入れるなどして、転売されないことに主眼を置いてアクションを起こすことが必要と思います。

副委員長より、委員会というより、議会全体ですべきと考える。

最後に、委員長より、委員長提案で町がかかわっていくことを求める決議案を提出することとしたい。事務局から案を出してもらい、皆さんの検討をお願いします。

以上をもって本委員会に付託されました案件は全て審査を終了し、午後3時50分、委員会を閉会しました。

これで産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。

**議長（杉浦和人君）** 次に、厚生常任委員長 12番、池元法子君。

**12番（池元法子君）** おはようございます。

それでは、平成28年第6回12月定例会における厚生常任委員会の委員長報告を行います。

平成28年12月16日金曜日午前8時58分より、委員会室において、執行側より藤澤町長、平尾副町長、池内総務政策主監をはじめ、住民課、福祉課、介護支援課、税務課、総務課の各課担当職員と、厚生常任委員会8人全員の出席のもと開催いたし

ました。町長、議長挨拶の後、当委員会に付託されました4つの案件の審査に入りました。

まず、議第71号、中部清掃組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の規約の変更および財産処分についてを議題として質疑に入りました。

委員より、近江八幡市が29年3月31日をもって脱退される。脱退に伴う今後の手続は。また、脱退に伴う近江八幡市の負担額の見直し、施設改修の見通しについて。また、今後の町の負担金はどうなるのか。施設の更新にもかかわってくるがとの質問に対し、住民課参事より、全ての構成市町の12月議会でご審議いただき、議決をいただきますと、中部清掃組合から滋賀県に規約変更の許可申請を行い、承認通知を受けた後、中部清掃組合2月定例会に、中部清掃組合各条例の改正等、関連します議案を提案し、議決をいただきまして、近江八幡市の中部清掃組合からの脱退手続が完了することになります。脱退に伴う特別負担金として、2億2,508万円を近江八幡市に負担いただくことにしています。今後、施設改修に伴う経費は1市2町の負担で行うことになります。現在、経常経費負担金は、総額の3パーセントを均等割で、残り97パーセントをごみの焼却割合で構成市町に案分されている。平成27年度末決算ベースに当ててみると、近江八幡市の経常経費負担金が4,510万2,000円であったので、その分を1市2町に振り分けると、日野町は778万2,000円の増となる。ただし、中部清掃組合には負担金以外に廃棄物の搬入手数料、売電収入や鉄、アルミ等の売却益等を収入としており、平成27年度決算ベースに総合的に近江八幡市を除いて計算してみると4,800万円マイナスとなり、中部清掃組合議会でも影響額と示されている。この影響額を日野町分に負担割合で割り戻すと16.45パーセントとなり、789万6,000円の負担増となる。日野清掃センターについては建築後10年が経過し、ここ二、三年に定期改修などの法定点検なども行われるため、修繕費用の負担を伴うことが予想される。

また、別の委員より、平成29年3月には近江八幡市が脱退される。そのことによる影響としては、近江八幡市のごみ搬入量の割合などはいかほどか、との質問に、住民課参事より、4月1日時点でのごみ処理人口は8.5パーセントの減となる。また、平成27年度実績のごみ搬入量では6.5パーセントの減となる。能登川清掃センター粗大ごみ処理施設は、ごみが減っても経費削減には結びつかないが、日野清掃センターの可燃ごみ焼却施設では、平成27年度の運転時間は各炉を平均して228日。近江八幡市安土町地区の可燃ごみが減った分6.5パーセントを反映すると、各炉の平均で運転時間は218日となり、約10日間停止期間が増えることになる。しかし、実際には焼却炉は24時間運転を行っており、炉へのごみ投入量での調整を行うこととなる。また、停止しての炉の点検作業に当てることとなる。

また、別の委員より、使用料は決められているが、故障等で使用できなくなった

とき、広域でお互いに使い合いをすることができるのかとの質問に、住民課参事より、これまでも日野清掃センターへ大津市の可燃ごみを引き受けたこともあり、日野清掃センターは現在1日100トン余りの可燃ごみを処理しており、3炉で最大1日に180トンの処理が可能なことから、処理には余裕もある。県内各清掃センターとは、非常時には従来から広域の取り組みの中で連携をしていくことは確認ができています。

他に質疑なく、次に、議第79号、日野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として、質疑に入りました。

委員より、外国人居住者の所得も新たに所得として算入されるのか。国保にもたくさん入っておられるのかとの質問に、税務課長より、今回の取り扱いについて、台湾を想定したものである。国保税の算定も町民税と同様に申告によって所得に含めて、所得割額の算定、軽減判定に用いることになる。日本に住んでおられる方が対象になるもので、国籍は関係がないものである。

他に質疑なく、続いて、議第81号、平成28年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題として、質疑に入りました。

委員より、退職被保険者等療養給付制度がなくなった。平成27年3月までは対象になるのか。また、今後減っていく動向は読めるのかとの質問に、住民課長より、制度は平成27年3月末で廃止となり、4月からは新規加入はありません。厚生年金、共済年金の加入期間の要件を満たす方が対象で、65歳までとなります。よって、数年で対象者はなくなっていくと見られます。65歳で出られるので、想定はできる。しかし、再就職される場合等で国保を出られる場合があるので、人数は読みにくいと答弁がされました。

また、他の委員より、一般被保険者療養給付費が増えた。福祉課の自立支援医療で人工透析患者が増えたと聞いたが、国保にもリンクしているのかとの質問に、住民課より、退職被保険者が65歳到達で一般被保険者となるので、当然、人数は増えることとなる。件数は大きく動いていないが医療費は伸びているので、1診療当たりの費用は高くなっている傾向。26年度、27年度は医療費が大きく伸びている。28年度は大きく伸びてはいないが、上昇傾向は続いている。透析を受けておられる方に、特定疾病の受療証を交付している。国保加入者は10件程度で、ここ数年、大きな変化はない。透析の方は障害者手帳を持たれ、等級によって65歳以上の方は後期高齢者医療への選択ができる。負担割合や国保税、後期の保険料を比べられ、後期高齢者医療を選択される方も多く、国保の件数は増えていないとの答弁がありました。

他の委員より、普通調整交付金の算定はどうなるのか。基準などあるのかとの質問に、住民課長より、収入で国支出金による負担金は、療養費の32パーセント、財政調整交付金が9パーセントとなっている。県支出金の財政調整交付金でも9パー

セント相当分を基準としていますとの答弁があり、他に質疑なく、最後に、議第82号、平成28年度日野町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題として質疑に入りました。

委員より、地域支援事業はもう始まっているのか。総合事業とは関係はないのかとの質問に、介護支援課長より、地域支援事業は現在も行っているが、平成29年4月から介護予防事業等を含む一部を変更し、新しい総合事業に移行するもの。特に、要支援1、2の訪問介護、通所介護については介護給付から地域支援事業に移り、その中の新しい総合事業で実施することになる。日野町においては、現行相当のサービスのみを移行していく予定をしている。多様なサービスについては、緩和した基準によるサービス、住民主体によるサービス等の実施を国から示されているが、事業所または住民の方に協力を得て町に合ったサービスができるよう、今後検討、協議して対応していきたいとの答弁がされ、また、同委員より、多様なサービスについて、現行のサービスより低下したり、大きく変わるものはないのか。また、緩和した基準のサービスについてどのような予定をしているのかとの質問に対し、介護支援課長より、多様なサービスのうち、緩和した基準のサービスは現行相当より一部基準等を緩和し、事業所で実施されるもので、内容については十分な検討が必要である。また、住民の主体となるサービスは、町において実施されている高齢者交流サロンなどとは異なり、NPO法人などを組織して自主的に住民が運営されているもので、デイサービスのように毎日開設される中で、見守り、気づき、そのほか交流活動などを実施されるものです。県内においては、近江八幡市、竜王町、米原市、高島市、長浜市、多賀町において新しい総合事業が始められており、多様なサービスが実施されている。住民の主体となるサービスは米原市の一部地域で実施されているだけで、多くのところで実施されるにあたっては時間を要すると言われている。また、訪問型サービス、通所型サービスにおいて基準を緩和して実施していくことになるが、どのようなサービス内容にするかについては十分な議論ができていないとの答弁がされました。

また、別の委員より、高齢者交流サロンについては仁本木などで実施されているが、今年度の状況、およびこれから実施されようとしているところはどこか。また、介護給付費について、想定したより実績が増加しているが、今後の見通しについてはどのようなものと考えているのかとの質問に対し、介護支援課より、高齢者交流サロンの状況については、平成27年度で3ヵ所が実施されている。町の補助対象の基準は、年40回以上の開催をお願いしているが、少しハードルが高いということから、4月に要綱を見直し、1年目、2年目については年間30日以上とすることで、今年度、小井口と西大路2区が実施されている。そのほか、交流サロンの趣旨を理解いただき、月1回から2回、開催をされているところがある。介護給付費につい

ては、介護施設サービス費で特別養護老人ホームおよび介護療養型医療施設の入所が増えており、また、居宅介護サービス費では訪問介護、福祉用具のレンタル、通所リハビリなどが増加し、地域密着型サービス費では地域密着型通所介護が伸びている状況である。また、特定入所者介護サービス費が増加しており、これは特別養護老人ホームや介護老人保健施設に入所された場合、1割もしくは2割の介護サービス利用料のほかに、食費、居住費を全額負担されるが、住民税非課税世帯の人については介護保険負担限度額申請により軽減される制度であり、その申請が増加していることなどから、補正予算で8,051万円を計上している。今年度については、まだ変動があると思われるが、現時点では何とか対応できるものと考えている。しかしながら、第6期事業計画で見込んでいた介護給付費より伸びていることから、また、来年度においては特養のベット数が30床増床し、入所者も増えることが予想されることから、来年度においては県からの借り入れも視野に入れなければならないと考えているとの答弁がされました。

また、別の委員より、地域密着型サービスと住民主体によるサービスの違いを教えてくださいとの質問がされ、介護支援課長より、地域密着型サービスは、介護給付の中の介護サービスで、原則、日野町の人で要介護認定を受けた方を限定とした介護サービスです。町内では、小規模多機能型居宅介護のさくらの里、認知症グループホームのゆめさと、ほまれの里などがあり、この4月の制度改正により、18人以下のデイサービスが地域密着型通所介護として地域密着型サービスとなりました。町内には、ひだまりとともの家があります。住民主体によるサービスは、地域支援事業の新しい総合事業の多様なサービスの1つで、NPO法人や元気な高齢者の方などが自主的に運営されるものですとの答弁がありました。

また、別の委員より、特別入所者介護サービス費の増加の要因は何か。また、総合相談事業費の減額の要因は何かとの質問に対し、介護支援課長より、特別養護老人ホームの入所者については、従来、多床型の入所が主であったが、ユニット型個室に入居されている人が増えている。食費の基準費用額は変わらないが、居住費の基準費用額はユニット型個室で1日当たり1,970円、多床室で1日当たり840円であることなどから、負担を軽減されるために住民課非課税世帯の人の介護保険負担限度額申請が増えていることが主な要因と考えている。総合相談事業費では社会福祉士の人件費を見ているが、今年の2月末で個人的な理由で退職をされ、すぐには正職員の補充はできず、また、臨時職員の募集を行ったが応募がなく、対象となる業務は他の職員が対応している状況である。退職した社会福祉士の人件費を減額したものですとの答弁がありました。

他の委員より、介護予防住宅改修費は在宅介護のための住宅改修ではないのかとの質問に、介護支援課より、要支援の方を対象とした住宅改修の費用で、自宅で過

ごしやすく生活していただくために、手すりの取り付けや段差解消、洋式トイレにすることなどを対象とするもので、本人負担は1割または2割で、残りは介護給付費で賄われるものである。大きな家の改修は対象になっていないとの答弁がありました。

他に質疑なく、各案一括で討論に入りました。討論なく、議第71号、中部清掃組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の規約の変更および財産処分について、議第79号、日野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議第81号、平成28年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議第82号、平成28年度日野町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを一括採決し、起立全員により、町長提案どおり可決すべきものと決しました。

町長挨拶を受け、9時55分、厚生常任委員会を閉会いたしました。

以上、厚生常任委員会の報告といたします。

**議長（杉浦和人君）** 次に、予算特別委員長 13番、對中芳喜君。

**13番（對中芳喜君）** 平成28年度第6回定例会予算特別委員会12月議会の報告をさせていただきます。

12月15日午前9時より、議会委員会室におきまして予算特別委員会を開催いたしました。今議会に提案されました議第80号、平成28年度一般会計補正予算（第2号）、2,931万2,000円の増額予算について審査を行いました。出席委員は全員であり、また、町執行側より町長、副町長、教育長をはじめ、総務政策主監、教育次長、関係課長、参事、担当職員が出席いたしました。

歳入歳出予算事項別明細書に基づき、総務費、民生費、衛生費、労働費、消防費、農林水産業費、商工費、土木費、教育費、およびそれに伴う特定財源、ならびに債務負担行為と地方債の補正について、各担当課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

歳入に関して、委員より、固定資産税償却資産分の増収210万円に伴う課税の基準と件数について質問があり、町の答弁として、償却資産分は業者用のソーラーパネル設置である。家庭余剰電力は課税対象外であり、全量販売が対象である。件数は55名とのことでした。

また、委員より、財政調整基金および教育施設整備資金積立基金の活用のあり方についての質問も出されました。

総務費に関しては、委員より、時間外勤務で毎月長時間行っている特定の職員も含めて、時間外勤務の増加傾向の状況とその対応策についての質問があり、答弁として、月80時間以上の時間外勤務をしている職員のいる職場は、総務課、企画振興課、農林課、福祉課、住民課である。それ以外にも、時期により集中する課がある。特定の職員に業務が集中する傾向もあり、課長会でも特定の職員に集中せず、分散

させるよう指示している。安易な人員増はしたくありませんが、適正な人員配置に努めたいとのことであります。

委員より、公用車の事故および修理などの管理についての問いがあり、総務課管理の15台は、車検などの整備費用も総務課で計上している。各課管理の公用車の車検に伴う整備は各課で計上している。事故の場合、相手への賠償金は総務課で予算化していますが、公用車の修理は各課で予算化しています。今回の専決処分報告は、相手への賠償金は総務課で対応しましたが、公用車は修理の必要がなかったため、経費は計上しておりませんとのことでした。

また、委員より、嘱託・臨時職員の待遇に関する問いもありました。

民生費に関しては、委員より、民生児童委員が日野町で1名増となったが、委員の状況はどうかの問いに対して、12月1日現在で73名。うち、68名が地区担当、5名が主任児童委員、上野田地区で1名増となった。県条例定数では、日野町においてまだ若干の余裕がありますが、全国では8,000人の欠員があると聞いている。日野町では欠員はありません。増員分については交付税の算定対象ともなり、増員の可能性もありますとの答弁でありました。

委員より、児童虐待の状況についての質問があり、答弁として、相談件数は平成23年度68件、平成24年度78件、平成25年度95件、平成26年度126件、平成27年度127件、平成28年度の11月現在で134件。ソーシャルワーカーを1名増員し、幼稚園、保育所を訪問し、事前に察知、早期発見、早期手当に努めているとのことであります。

委員より、福祉医療費助成制度に関して、子どもの医療費無料化で診察を受けやすい環境となったが、状況はどうか。現物支給の場合の交付金のペナルティーによる減額はどのくらいかとの問いに対して、子どもの医療件数は約400件増加となっている。ペナルティーについては、町村会、議長会でも廃止要望していただいている。減額は福祉医療全体で1,000万円弱である。償還払いは減額されていませんが、現物支給の場合は受けている。多くの市町で償還払いをしている状況もあるとの答弁。

委員より、自立支援医療費支給事業で、人工透析予定者が当初の12名から35名と約3倍となっているが、その理由はの問いに対して、急増したことに驚き、困惑している。40歳代、50歳代の若い世代の人もあり、苦慮している。早期健診の徹底、保健師による勧奨、治療が重要と考える。議員の皆さんも受診していただきたいとの答弁でありました。

衛生費に関しては、委員より、保健センター屋根改修工事についての安全性と、工事契約についての質問がありました。また、薬物依存者や母子健康相談に関する質問も出されました。

消防に関しては、委員より、西大路地区に導入される小型動力ポンプの取り扱い

についての質問があり、町の答弁として、地元負担金と起債を財源として町が購入するので、町の備品となる。維持管理は地元をお願いしているとのことでした。

委員より、防災備蓄食料の更新や期限切れの取り扱いはどうされるのか。備蓄の基準は持っているのかの問いに対して、備蓄食料の消費期限切れの2ヵ月前ごろに、小中学校などでの防災教育などで有効活用してもらえようとする。防災備蓄品の目標とする数値は設定していない。今後、防災計画の見直しの中で検討していく。なお、地震災害発生時、3日目における避難者の最大予定人数を2,190人と想定しており、1日3食分として6,500食程度の備蓄が適切でないかと考えているとの答弁でした。

また、防災備蓄品について、委員より、女性のメンタル面に配慮した備蓄品や、箸やスプーンなど、衛生面に配慮した備蓄品を確保するなどの提案もありました。

委員より、東近江行政組合負担金の日野消防署ポンプ操法訓練用レーン改修工事について、3等分にするという話もあったが、なぜ日野町が2分の1負担となったのか経緯を伺うとの問いに対して、総務政策主監より、日野消防署建設当時、その際、町がポンプ操法訓練用レーンを駐車場内に設置してほしいと要望し、設置いただけることとなりました。しかし、工事において不具合があり、勾配がきつくと、消防団からも、「安心して練習できるように改修してほしい」との要望もあり、改修していただきました。不具合が生じた理由として、駐車場の排水計画では、練習用レーンの要望もあったので、多少水がたまってよいのでフラットにするよう、組合から業者へ指示されていましたが、設計業者が駐車場の排水を優先して傾斜のある設計としてしまいました。組合にもしっかりと説明できていない状況で外構工事計画がされ、設計業者にも一定の責任があるのではという議論もありました。設計にあたり、指導助言する立場である町にも責任があり、組合には発注者としての責任があるなどの意見もあり、それぞれ3分の1という議論もありました。しかし、組合の発注工事であるので、業者に責任を問うのはいかなものかという議論になり、消防団より訓練するために改修してほしいと要望もあり、構成市町で協議する中で、日野町の消防団が主に使うことになるので、日野町が2分の1負担し、組合として改修してほしいとお願いしたと経緯が述べられました。

議長より、責任の範囲において、町にも指導助言する責任がある。怠ったとは言われていないが、町にも責任があると明言された。議事録に残していただきたいとの意見がありました。

農林水産業費に関しては、委員より、日野町農業再生会議の開催状況についての問いに対して、4月の総会前に幹事会を開き、議案を審議していただいております。毎年4月の農業組合長会議で水田活用ビジョンの内容を報告している。12月に平成29年度産米の配分について協議していただくとの答弁でした。

土木費に関しては、委員より、公園管理運営事業で、内池公園のフェンス改修の規模、および公園の利用状況の質問に対して、高さ1メートルのフェンスを190メートル更新する。利用状況は、平成27年度は1件、平成28年度は10月および11月に利用があり、増加しているとの答えでありました。

議長より、若い人向けや新婚家庭向けの住宅など、ニーズに合わせた施策の提案を求めるとの意見がありました。

教育費に関しては、委員より、公立幼稚園等広域入所負担金にかかわる内容と利用者数はの質問に対して、町外から1名であり、該当市町からいただくこととなります。広域入所は、家庭の事情で住所を町外に置きながら、子育ての上で入所で対応するものであるとの答弁でありました。

委員より、わたむきホールのトイレ改修について、子どものおむつをかえる場所の確保や、子ども用便器など、女性も含めた広い視点での配慮はあるのかの問いに対して、トイレ改修の予定は便座だけであるが、執行残などを見ながら対応していく。今後は事業団とも相談して、ユニバーサルデザインに配慮するなど、対応を考えていくとの答弁でありました。

他に質問はなく、質疑を打ち切りました。これにより、本委員会に付託された1議案について討論に移りました。別に討論もなく、採決に移りました。町長提案どおり可決決定することに賛成の委員の起立を求め、起立全員で、議第80号、平成28年度一般会計補正予算（第2号）を原案どおり可決すべきものと決し、正午に閉会いたしました。

以上をもちまして、予算特別委員会の委員長報告を終わります。

**議長（杉浦和人君）** 続いて、諸般の報告を行います。

人口減少対策特別委員長 6番、中西佳子君。

**6番（中西佳子君）** 平成28年第6回定例会、人口減少対策特別委員会委員長報告をさせていただきます。

去る12月18日午前9時より、第2委員会室において人口減少対策特別委員会を開催いたしました。委員全員と議長、執行側より今宿教育長、平尾副町長をはじめ、関係各課職員の出席のもと、副町長、議長の挨拶をいただき、定住、移住の促進対策に関する提言の構成案について、作成委員より骨子案の説明を受け、質疑、意見交換に入りました。

委員より、総合戦略でのKPIの数値設定は妥当なものか。適切なものなのか。目標値の見直しの検討も必要ではないか。また、地方創生は人口減少対策に真正面から取り組むことである。しかし、日本の人口減少は避けられない状況にある。短期的に5年から10年は増やす施策は必要と思うが、20年、30年では人口のパイは下がる。その中で、行政サービスをコンパクトにしなければならないと考える。現在、

どの行政サービスをというのは判断が難しいが、撤退の戦略と攻めの戦略が必要と思う。

委員より、総合戦略のK P Iの設定は無難過ぎるところもあるが、総合戦略は既に動いているものであり変更することはできないが、別の視点で施策がないか提言できると思う。限られた職員体制の中で戦略の効果を出していくためには、めり張りが必要と思う。

委員より、総合戦略の国の意図は2つある。1つは人口減の対策、2つ目は合理化だと思う。例えば、市町村合併した市町では公共施設の合理化を図っている。長い視点で見れば、日野町も議論していかなければならないところである。それが現実的な側面である。

また、委員より、総合戦略の中で大きく動いた事業の状況を説明願いたい。

企画振興課より、K P Iについては総合計画懇話会にて毎年評価いただくので、懇話会に諮りながら修正したい。

福祉課より、ファミリーサポートは6月に立ち上げた。当初、依頼会員、協力会員15名が、現在50名を超えている。利用は月15件あり、依頼も増加している。

農林課より、日野菜の加工場を地元の協力を得て進めている。平成29年度から建築に入り、平成30年1月には施設を本格稼働する予定である。

生涯学習課より、ふるさと館は昨年10月に本格的にオープンして以来、順調に来客者があり、伝統料理、食体験も、協力隊の協力により進んでいる。ふるさと館、近江日野商人館、まちかど感応館の観光ルートについては協議しているが、3館連携して大きな事業はできていない。

企画振興課より、昨年度、空き家調査を実施。空き家利用希望者は75件、登録物件14件となった。現在の成立件数累計は43件、109名の移住者となっている。

委員長より、K P Iの年次別目標値について、28年度は大当番仲間の登録が150人となっている。定住支援相談、空き地登録制度などの現状を聞きたい。

企画振興課より、SNSを活用した町の登録者数については、SNSの状況が変化しており苦慮している。他市のやり方等を研究し、論議している状況である。空き家相談件数は、平成27年度の10件より増えている。空き地登録は苦慮している。更地は民間でできる部分もあり、公がどうかかわるべきかが難しい。先進地の研究や、県の宅建協会にも相談をしている。

また、委員より、空き地、空き家登録について、他市町では民間が行っている。日野町は行政が行っている。民間を活用する施策ではないかと思う。また、移住のコミュニティーが今後大事だと思う。総合戦略の中で、「多様なコミュニティーの連携を支援する」とあるが、仕組みはどういったものか。行政の支援はどういったものか。

企画振興課より、空き家登録を町だけでやっているところは少ない。民間にも声をかけたが、リスクが高いと言われた。コミュニティーの連携について、国は地域運営組織を進めているが、公民館活動のない新しい地区での組織づくりとしての取り組みが多い。日野町は生涯学習、社会教育の中でさまざまな取り組みを行っているが、地域福祉などの取り組みはそれとは別という状況にある。できれば来年度から、介護を含め、地域包括ケアのシステムの視点で地域の課題を地域の者が解決していく方向で取り組んでいけるようなグループ組織ができないかと考えている。

委員より、総合計画の中に公民館の重要性が書かれており、地域運営組織のような機能を持ってもらおうということだと思うが、現在の公民館は地縁型コミュニティーの延長線である。地域包括ケアのシステムを含めた方向には賛同する。

議長より、ふるさと回帰センターでの話では、移住を呼びかける重要な点は、町に住むところがあるか、働くところがあるかである。日野町の施策は後手に回っている。地区計画を早く設定すべきである。速攻性を持って取り組んでほしい。空き家対策は、若い人に住んでもらおうとすると、地元とのかかわりが課題である。ニーズに合った対応が必要である。

委員より、仕事場をつくるという施策があるが、地元での就職状況、就職相談窓口の整備状況はどうか。また、農業経営の担い手の状況はどうか。

商工観光課より、町内の就職状況について、新規学卒者セミナーを毎年開催しており、今年4月の町内企業への新規採用者96名のうち、18名が町内の方である。県内69名、県外9名である。就職相談窓口の設置については、近接市町の状況、対応などを聞き、現在、準備、調査研究を進めている。本年度で準備し、平成29年度に設置したい。当町でも就職相談会のような事業をやっていきたいと思っている。

農林課より、農業の担い手について、認定農家は現在67名で、新規認定就農者は2名である。離農者が増えており、認定農家の経営規模が増えている。集落を基本とした担い手を増やすことを、関係者と取り組んでいる。

委員より、地元で就職できる環境づくり、企業誘致も大切であり、課題だと思う。若い方が農業に専従できるように、集落営農などを通じて農業経営を続けていけるよう、担い手育成が大切だと思う。

また、委員より、日野菜のブランド化について、日野菜収穫祭がびわ湖放送でも放映され、PRがうまくされていた。テレビのような情報を通じてのPRが大切だと思う。その中で、アニメによる日野菜の起源を伝えるものがあつた。日野菜大使、日野菜のゆるキャラをつくって、日野菜を促進してはどうか。

企画振興課より、びわ湖放送の番組のDVDをいただくことを確認している。使用権については話を詰めなければならないが、そのDVDを活用できたらと思う。

農林課より、まず、日野菜の生産を増やすことが第一と考える。販売に向けては、

東京オリンピックを見据え、関東方面への太い結びつきをつくっていくことを念頭に、JAとともに取り組んでいる。

委員より、行政機能のコンパクトについて、国の事業がおりてきて、仕事が増えているのが実態だと思うが、その中で、仕事のスクラップの議論は役場各課でされているのか。

総務政策主監より、町全体の事業について、スクラップは非常に難しい。限られた人数の中で実施する業務が増えている中、以前からそれぞれの各課でスクラップできないかの議論は進めている。事務の一部では、決裁権限や文書の他課への合議などの見直しを行い、簡素化は進めているが、住民の皆さんにかかわる部分については難しいのが現状であるとの答弁がありました。

他に質疑、意見なく、閉会にあたり副町長より挨拶をいただき、午前11時20分、終了いたしました。

以上で、人口減少対策特別委員会委員長報告を終わらせていただきます。

1つ、訂正をさせていただきます。

委員会開催日時を12月19日に訂正をお願いいたします。

以上でございます。

**議長（杉浦和人君）** 次に、地域経済対策特別委員長 4番、山田人志君。

**4番（山田人志君）** それでは、平成28年第6回定例会における地域経済対策特別委員会の委員長報告を行います。

日程は、12月19日午後2時からで、出席者は、議会側が委員が全員、そして、執行側は町長、副町長、教育長、教育次長、総務政策主監ほか、関係する9課からご出席をいただきました。町長挨拶の後、協議事項に入りまして、前半として、1点目は、企業誘致および工場用地開発の現状について商工観光課から、2点目には、幹線道路関係の現状については建設計画課から、それぞれ説明をいただいた後、意見交換に入り、まず、委員から、日野町高校の就職状況、内定率等について、今年のお尋ねがあり、商工観光課からは、今年の卒業予定者が155名、うち、就職希望者が66名で、63名が内定している等々の説明をいただきました。

また、別の委員からは、第二工業団地手前のMF Kに関するお尋ねがあり、商工観光課からは、MF Kは大阪本社の宅建取引業、建設業の許可を持っている会社で、今回の開発は5,632.48平米、販売価格は1億3,630万というお答えで、さらに委員からは、第二工業団地でほかに誘致できる土地はまだあるのかというお尋ねがあって、商工観光課からは、国道側に1筆、1,000坪あるというご回答でした。

さらに、委員からは、第二工業団地の企業協議会から要望はどんな要望があるのかというお尋ねがあって、商工観光課からは、舗装の傷みに関する要望であるとか、信号の設置要望があるというようなことでありました。

これを受けて、委員からは、工業団地からは渋滞解消について自分自身も続いているいろいろ聞いているのが実情であるが、これをどのようにするのかというような質問があって、建設計画課から、国道307号線については都市計画道路として決定しており、沿線市町の促進協議会で要望活動も行っているが、なかなか進まない状態であるというようなご回答でありました。

また、別の委員から、県道土山蒲生日野線の道路法線協議というのは何の協議をされたのか教えてほしいというようなお尋ねがありまして、建設計画課から、県道西明寺水口線との交差点部分をどうするのかということで、町道日野南部線との接続ができないかなど、地元との協議を進めているという答弁でございました。

さらに、副委員長から、1点目は、鳥居平地先で工事中、開発されている工業用地に関して、企業側からの問い合わせとか内定があるのかどうかというお尋ねがありました。また、2点目には、その関連で、放射能物質を含んだ土壌が搬入されているのではないかとというような疑義が地元でも心配されているところがあって、土砂にかかわる土地の埋め立てに関する条例等についてのご質問がありました。

これに関して、1点目については、商工観光課から、まだ今は粗造成の状況で、少し形が出てくると写真など、用地を撮影してPRもできるようになっていくんじゃないかと。春ごろには県と連携してそうしたことを進めていきたいというご回答。また、2点目に関して、工場用地では土盛りの土砂については、企業側も何をいつどこから搬入したのかというのはかなり厳しいチェックをしておられるということで、大丈夫ではないかというような話でございました。

さらに、住民課から、条例に関しまして、入ってくる土については法的規制があることから、産業廃棄物を持ち込まれるというようなことはならないということで、現状では条例をつくる予定はないというようなお答えでございました。

ほかに1点、2点目に関しては質問がなかったので、後半部分の3点目の協議事項、定住・移住促進に係る提言の骨子案について意見交換を行いました。

まず、副委員長から、ご自身の経験として、日野町に来た理由は、もともと田舎暮らし、古民家暮らしをしたいという思いで、来てすぐに民泊の話聞いて、試しに民泊の受け入れをしたところ、受け入れ家庭同士の交流が増えて一気につながりが増えて、町内全域に広がったと。民泊が日野町で住み続けようかと思うきっかけの大部分と言える。さらに、その関連なんですけど、農業の後継者育成という話の中で、自分もちょっとした家庭菜園から始めたが、今では5年たって、1町歩をするまでになったと。最初、農業に興味のなかったお子さんも、今では農業の学校に行ったりして農業に頑張っているということで、農業の育成ということに関しても、民泊が大きくかかわっているというお話でありました。

また、別の委員からは、そうした民泊での交流、他府県との交流など、個人的な

交流というのも大事であるが、もう一方で、企業や団体のつながりはどうなっているのかというお尋ねがありまして、商工観光課からは、グリーンツーリズム推進協議会が平成16年3月に発足して、商工会、観光協会、ブルーメの丘、グリム冒険の森などがお入りいただいて進めていただいていると。また、交流ネットワークには8団体ほど加入いただいて、情報共有をしているというご答弁でございました。

これらの意見交換を聞いて、私の方からは、こうしたご意見は、1つは、個人同士のつながり、もう1つは、一次産業の団体、二次、三次産業の団体が連携を強くしていくべきではないかということで、この辺のところを課題の抽出というところに入れ込んでいきたいというお答えをさせていただきました。

また、別の委員からは、少子化現象に関しまして、日本は高度に発達した資本社会であって、本来、もっと人間性が高まらないといけないところが、逆に利益優先で人間性が失われていると。このことを背景に少子化などが進んでいるのであって、人間性を回復するために人は助け合い、貧困、格差を解消していくということが底辺にあって、住民はそういう思いを持っておられる。ここに大きな目を向けないといけないのではないかとご意見がございました。さらに、広い範囲で見ることが必要で、そういったことを入れていけばいいのではないかとご意見をいただきました。

これに対して、私の方からは、大いに賛同できる話であって、初めの段階のところに入れていければよいのかなというふうにお答えさせていただきました。

前半部分は以上で意見交換が終わり、後半部分については、課題解決に向けた取り組みに関する総合計画、総合戦略の位置づけに関して、ご当局への質問を交えて意見交換をさせていただきました。

最初に、私の方から2つお尋ねをいたしまして、1つ目は、コミュニティーの連携を図るということで地域連携組織という話があって、地域包括ケアを母体にした考え方というものがあったが、ご担当の介護支援課ではどのようにそれを考えていただいているのかということ。2点目については、日野菜に関して、現在JAが加工、販売を主にしておられるということであるが、二次、三次の部分までをJAに完全に任せきりということでは、野菜は野菜としての価値でしかなく、原種としての付加価値がなかなかつけられにくいということから、6次産業化という意味で、独自の流通チャンネルということについての考え方はどうかということをお尋ねさせていただきました。

まず、1点目については、介護支援課の方から、地域包括ケアシステムというのは、医療介護とそれから地域などとも連携して支え合うということで、団塊の世代の方が後期高齢者、75歳以上になられるいわゆる2025年問題ということを目指して取り組んでいると。地域での組織連携ということについては、現状においてまだま

だ十分な形で進められているということは言えないのだが、協力いただける地区をモデルに選定して、具体的に支援や課題などを整理し、町社協などとも連携しながら、地域の方と話し合う中で取り組んでいきたいと考えているというご答弁をいただきました。

さらに、2点目については、農林課からご答弁をいただきまして、現在、JAにおいて漬物を中心に販売しているというところで、今はJAの日野菜漬物をいろいろなところで認知していただいた上で、ドレッシングやひのなっちゃんをセットにして販売していただいていると、現況の報告がございました。

また、それに関連して、副委員長から、日野菜のGIマーク、つまり、地理的認証の取得の予定について、あるいは可能性についてお尋ねがございました。また、取得できたとすれば、農協を通しての販売にしていられるのか、あるいは、GIマークがあることによって何らかの委託で進めていけるのか、さらには、GIマークの日野菜を卸せばJAでいくらか高く買ってもらえるのかということなどのお尋ねがございました。

これに対しまして、農林課からは、GIマークについてはアドバイザーを受け入れてJAで検討されているが、幾つかの課題を指摘していただいていると。その中で一番大きなものが、原種日野菜というものを確立していないとだめであって、原種を使った日野菜に限定されるということに対しまして、現状は原種の種が随分と広範に広がっているというのが現状であって、日野菜の原種を使った日野菜がGIを取得すると、ブランド化にはなるのだが、これまでのように誰にでも原種の種を配付していくということについては、逆行して厳しくなっていくのかなというようなお答えをいただきました。

以上で意見交換、質疑が終了いたしまして、町長から挨拶をいただいた後、15時45分に閉会いたしました。

以上で、地域経済対策特別委員会の委員長報告を終わらせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 以上をもって各委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

— な し —

**議長（杉浦和人君）** ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

－な し－

**議長（杉浦和人君）** 討論はないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議第71号から議第82号まで（中部清掃組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の規約の変更および財産処分についてほか11件）については、別に反対討論がありませんので、一括採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、一括採決いたします。

各案に対する委員長報告は、議第71号から議第82号まで（中部清掃組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の規約の変更および財産処分についてほか11件）については、原案可決であります。各案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起 立 全 員－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第71号から議第82号まで（中部清掃組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の規約の変更および財産処分についてほか11件）については、委員長報告のとおり原案可決と決しました。

続いて、請願第11号、原発事故による避難者用無償住宅支援の継続を求める意見書の提出を求める請願書についてを採決いたします。

本請願に対する委員長報告は採択であります。本案は委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起 立 全 員－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、請願第11号、原発事故による避難者用無償住宅支援の継続を求める意見書の提出を求める請願書については、委員長報告のとおり採択と決しました。

日程第2 議第83号、日野町職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、町長の提案理由の説明を求めます。また、日程第3 報第9号、専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（町道大窪内池線側溝改修工事2工区））も、あわせて町長の報告を求めます。

町長。

**町長（藤澤直広君）** それでは、日程第2 議第83号、日野町職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律、および育児休業、介護休業等育

児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の制定公布に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、介護休暇の分割取得、介護時間の導入を行うなど、日野町職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例をはじめとする3条例の改正を行うため、提案するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

続きまして、日程第3 報第9号、専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（町道大窪内池線側溝改修工事2工区））。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告させていただくものです。

専決処分した事項は、工事請負契約の変更についてで、株式会社奥田工務店、代表取締役古谷孝と工事請負契約を締結している町道大窪内池線側溝改修工事2工区について、工事内容の変更を行い、請負金額を6,940万6,200円に変更し、平成28年12月16日に変更契約を締結したものでございます。

よろしくお願ひいたします。

**議長（杉浦和人君）** 以上で提案理由の説明を終わりました。

ここで、暫時休憩をいたします。なお、休憩中に議員全員協議会を開催いたしますので、委員の方々には第2委員会室にお集まりをいただきたいと思います。全員協議会終了後、直ちに開会いたしますので、全員協議会次第でございますので、時間は設定いたしません。それでは暫時休憩いたします。

－休憩 10時56分－

－再開 11時35分－

**議長（杉浦和人君）** それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、8番議員より早退届が出ておりますので、これをご報告いたします。

日程第2 議第83号、日野町職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑に入ります。また、日程第3 報第9号、専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（町道大窪内池線側溝改修工事2工区））にも質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

13番、對中芳喜君。

**13番（對中芳喜君）** それでは、議第83号、日野町職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、一言だけ聞かせていただきたいと思います。

先ほど、全員協議会の中でも聞かせていただきましたので、ほぼ分かるわけであ

りますけれども、特に今回、第2条の中で、日野町職員の給与に関する条例の中でも言われているとおり、介護休暇が今後さらに具体的に現実性に合うたやり方に変わるということで、ある意味では前進だと私は思うわけです。当然、介護休暇、いろいろ休暇の中には有給休暇とか、病気の休暇とか、特別休暇があるわけでありましてけれども、その中でも介護休暇を特別に設けられるということについて、休暇を休んでも、今後、職として続けていけるという保障もこの中でされていると思います。

そこで、若干聞かせていただきたいわけでありましてけれども、今回、要介護者に対して6ヵ月の範囲で3回までとれるという休暇があるわけです。それと同時に、また介護時間で2時間までの範囲であれば3年間ずっと取れるというそんなことも、1日につきとれるという話もありますけれども、例えば、時間単位で取る場合につけば、私は介護時間を取った方でも、例の給与は支給されないという部分に入るのかなということをおもうわけです。それならば当然、年次有給休暇が、絶えず皆さん、残っておられる方が結構あると思いますけれども、それを時間単位で有給休暇を消化するのも1つなんかということがあるわけでありましてけれども、年次有給休暇の活用と介護の休暇および介護時間の活用、これをどのように見ておられるか、ぜひその点だけ聞かせていただきたいと、このように思います。

**議長（杉浦和人君）** 13番、對中芳樹君の質問に対する当局の答弁を求めます。総務課長。

**総務課長（高橋正一君）** 介護休暇の分割が取得できるようになるということ、また、介護時間というのが新たに設けられることに関しまして、それと、年次有給休暇の活用、活用と申しますかについてのご質問をいただきました。

おっしゃっていただきますように、現在、町の職員の年次有給休暇の取得率はあんまり高くないと、こういう現状がございますので、そういうことで、年次有給休暇については休む趣旨を問わないということになってございますので、活用いただけると思います。介護の休暇の分割取得ができるようになったことと、時間が設定されたといいますのは、先ほどおっしゃっていただきましたように、そういう事態が発生したときにも、その後も職を続けていける条件として、労働条件の中の1つの整備として保障ができるということがございますので、そこを年次有給休暇とどう合わせるのかについては、それぞれの職員さんの現状に合わせて取得していただければなというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 對中芳喜君。

**13番（對中芳喜君）** これ以上、もう聞きませんが、よく、「介護で市長さんをやめました」とか、市長をやめざるを得ないと、こんな状況も全国的にも話題になったこともあるわけでありましてけれども、私どもも介護している者でもあり、そ

ういった意味では、やっぱりこういった給与は支給されないけれども大いに活用していこうということについては、今後も私たちも当然これを保障し、認めていく必要があるのかなと思いますし、皆さん同時に、有給休暇の活用と絶えずミックスするというのか、考え方も頭に入れながら今後も取り組んでいってほしいと、このように思います。

ということで、私の質問を終わります。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ございませんか。

— な し —

**議長（杉浦和人君）** ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第2 議第83号、日野町職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、委員会付託を省略し、討論を行い、採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

— な し —

**議長（杉浦和人君）** ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

議第83号、日野町職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 全 員 —

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第83号、日野町職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第4 決議案第3号、福島原発事故による避難者用無償住宅支援の継続を求める意見書決議についてを議題といたします。

決議案の内容は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

総務常任委員長 5番、谷 成隆君。

**5番（谷 成隆君）** それでは、決議案第3号、福島原発事故による避難者用無償住

宅支援の継続を求める意見書案。

福島原発事故から5年8ヵ月がたちましたが、現在、放射能汚染などのため、全国で14万1,000人（復興庁9月30日発表）の住民が避難を余儀なくされています。滋賀県防災危機管理局によると、11月25日現在、滋賀県には全体で208人、福島県から151人の方が避難しておられます。

昨年6月12日、政府は「居住制限区域」「避難指示解除準備区域」を遅くとも2017年3月までに解除することを決め、今年6月より葛尾村、川内村、南相馬市の年間50ミリシーベルト未満の地域を解除しました。住民の帰還する意思や条件の有無にかかわらず、広域避難者への無償住宅支援を2017年3月に終了されることになっています。

無償住宅支援が終了されれば、今でも経済的に苦しい状態に置かれている避難者、特に母子避難者の世帯では、早期の帰還が現実的でないうえに避難の継続も困難になります。

事故の犠牲者である避難者が、命と健康を守り安心して避難生活を続けるためには、無償住宅支援を続けることが必要です。

私たち日野町の住民は、隣の福井県に巨大な原発群を控えており、今の避難者の苦痛を他人ごとのように考えることはできません。

よって、福島原発事故による避難者用無償住宅支援の継続をすることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月22日。滋賀県蒲生郡日野町議会。

内閣総理大臣、総務大臣、経済産業大臣、環境大臣、復興大臣宛て。

以上です。よろしく申し上げます。

**議長（杉浦和人君）** 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

— な し —

**議長（杉浦和人君）** ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

— な し —

**議長（杉浦和人君）** ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

決議案第3号、福島原発事故による避難者用無償住宅支援の継続を求める意見書決議について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 全 員 —

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、決議案第3号、福島原発事故による避難者用無償住宅支援の継続を求める意見書決議については、原案のとおり可決することに決しました。

本意見書決議は、日野町議会議長名において政府関係機関宛てに送付をいたします。

日程第5 決議案第4号、滋賀県東近江警察署西大路警察官駐在所の存続を求める意見書決議についてを議題といたします。

決議案の内容は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

総務常任委員長 5番、谷 成隆君。

**5番（谷 成隆君）** それでは、決議案第4号、滋賀県東近江警察署西大路警察官駐在所の存続を求める意見書案。

平成28年10月25日、東近江警察署長より日野町議会に、平成28年11月8日、滋賀県警察本部生活安全部参事官兼地域課課長より西大路地区の区長に、東近江警察署西大路警察官駐在所の廃止の説明があり、西大路地区住民への不安を与えています。

西大路駐在所は、近江日野の歴史年表によると、明治20年1月1日、八幡警察署日野分署管轄範囲内で第1号の駐在所として、西大路地域の中央に位置する音羽村に開設されると載せられています。爾来、130年の長きに渡って音羽の地に西大路駐在所は所在し、駐在警察官が西大路地区の安心・安全の確保にあたっていただき、地域の平穏が保たれてきたことは、地域との意思疎通と信頼関係によって築かれた貴重な実績であると確信をしております。

また、地域住民の生活に深くかかわる地域駐在所の存立は、地域住民への安心感を与えるとともに、事件・事故への即応等必要不可欠のものとなっております。

そのような地域の安心・安全の要としての駐在所が地域から姿を消すことは、地域住民を不安に陥れる以外の何者でもありません。警察業務はもとより、地域巡回による高齢者の見守り活動ならびに交通安全対策は大変重要なものです。

現在町内各小学校区には、それぞれ警部交番および駐在所が開設されていますが、もし、西大路駐在所が廃止されれば、西大路小学校区だけ警察施設が無くなり、登下校はもとより児童の見守りにも影響を与えるものです。

よって、日野町議会は、安心・安全なまちづくりを推進する立場から東近江警察

署西大路警察官駐在所の存続を強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月22日。滋賀県蒲生郡日野町議会。

滋賀県知事、滋賀県議会議長、滋賀県警察本部長宛て。

どうぞ賛同よろしく申し上げます。

**議長（杉浦和人君）** 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

— な し —

**議長（杉浦和人君）** ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

— な し —

**議長（杉浦和人君）** ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

決議案第4号、滋賀県東近江警察署西大路警察官駐在所の存続を求める意見書決議について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 全 員 —

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、決議案第4号、滋賀県東近江警察署西大路警察官駐在所の存続を求める意見書決議については、原案のとおり可決することに決しました。

本意見書決議は、日野町議会議長名において滋賀県関係機関宛てに送付いたします。

日程第6 決議案第5号、平和堂日野店閉店後の跡地対策を求める決議についてを議題といたします。

決議案の内容は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

産業建設常任委員長 9番、富田 幸君。

**9番（富田 幸君）** 決議案第5号、平和堂日野店閉店後の跡地対策を求める決議についてを読み上げさせていただきます。

平和堂日野店が平成29年1月7日閉店され、その後2月から解体工事が始まるこ

とが地元で説明されました。

平和堂日野店の解体については、関係する日野町、日野商工会、日野ギンザ商店街、日野観光協会の4者が協議を行い、承諾をされたうえで、解体後の跡地を早期に転売されることのないよう、平和堂に要望をされています。

平和堂からは、跡地の利活用に係る回答を求められているところです。

平和堂日野店用地は、旧日野町役場庁舎敷地でもあり、現庁舎の新築移転に関連し平和堂に売却したことを鑑み、平和堂日野店が撤退された跡地についても、町が主体として、有償又は無償で取得していくよう望むものであります。

また、関係する4者協議なども踏まえて、早期に跡地利活用の前提となる商店街等の振興計画が示されるよう強く要望します。

以上、決議します。

平成28年12月22日。滋賀県蒲生郡日野町議会。

以上でございます。

**議長（杉浦和人君）** 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

— な し —

**議長（杉浦和人君）** ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

— な し —

**議長（杉浦和人君）** ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

決議案第5号、平和堂日野店閉店後の跡地対策を求める決議について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 全 員 —

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、決議案第5号、平和堂日野店閉店後の跡地対策を求める決議については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第7 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第119条の規定により、お手元へ配付の議員派遣一覧表のとおり議員を派遣することにいたしたいと思っております。

なお、派遣の変更および緊急を要する派遣の場合は、議長において決定いたしましたと思いますが、ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、派遣についてはそのように決定いたしました。

なお、派遣された議員は、派遣結果の報告を議長までお願いいたします。

日程第8 委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員長からお手元へ印刷配付いたしました文書表のとおり、会議規則第71条の規定に基づき、閉会中の所管事務の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

－異 議 な し－

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたします。

お諮りいたします。予算特別委員会、ならびに人口減少対策特別委員会および地域経済対策特別委員会は、問題調査のため、引き続き設置いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、引き続き設置することとし、閉会中の調査をお願いいたします。

ここで、町長より発言を求めておられますので、これを許可いたします。町長。

**町長（藤澤直広君）** 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会におきましては、人事案件をはじめ、条例の制定および改正案、平成28年度一般会計補正予算案、特別会計補正予算案などにつきまして慎重審議を賜り、全議案、原案どおり可決をいただきましたことに厚く御礼申し上げます。また、平成27年度各会計決算につきましても認定をいただき、ありがとうございました。

一般質問ならびに各委員会審議の中でいただきましたご意見やご提言等につきましては、今後の町政運営や施策の推進に大事な示唆をいただいたものと考えております。

さて、国の方では、先の国会で延長された会期から、さらに間に会期が延長をされました。発効の見込みのないTPP協定承認や、国民の反対の大きいカジノ法案や、年金法案が、十分な審議が行われないうまま強行をされました。慎重な審議こそ大切なのではないかと、このようにも思うところでございます。

また、国の来年度予算の政府原案や、補正予算に係る概要が報道をされています。

税収の下振れが言われており、予算全体について懸念をするところでございますが、特に義務的経費が増加する中で地方財政対策が充実されなければならない、このようにも思っておるところでございます。

さて、東近江警察署西大路警察官駐在所についてでございますが、地元から存続の強い要望もいただいております。来週には東近江警察署長さんへ、議会にもご参加をお願いしながら、要望に参ることといたしております。

12月、師走のあわただしい中でございますが、町内では恒例の行事が繰り広げられました。

4日には日野町民駅伝大会が開催され、小学生から各事業所、消防団、自治会など、54チームが力走されたところがございます。日野町連合青年会が主催し、多くの皆さんの協力で開催いただいたことをありがたく思います。

12月11日には、わたむきホールで、第20回わたむき合唱祭が開催され、10の合唱団がすばらしい歌声を披露してくれました。

また、12月14日には、韓国総領事館の総領事が小野の集落に来られまして、小野の区長さんをはじめ、日野町国際親善協会会長さんなどと交流をされ、私も参加をしたところがございます。

12月16日には、役場玄関前に、これまたいつものと言いましょか、恒例のお米3袋の寄附をいただいたところがございます。40年前から届けられており、なかなかせちがらい世の中で、こうした温かい志を持っていただいていることをとてもうれしく思うところがございます。

さて、2016年を振り返りますと、議員各位ならびに町民の皆さんのご支援とご協力によって、いろいろな事業に取り組むことができたことはありがたいことでございます。

地方創生予算を活用し、町史ダイジェスト版の発刊、日野菜加工場の整備、空き家調査・登録制度の充実、近江鉄道日野駅舎再生プロジェクトなど、町の特性を生かし、定住・移住対策等に取り組んだところがございます。

さらに、必佐学童保育第二太陽の子の開設や、子どもの医療費助成を中学校3年生まで拡大するなどの子育て支援、また、必佐小学校給食室の改修やスクールソーシャルワーカーの配置などの教育現場の環境整備、さらに、役場防災センターの建設、大窪内池線の側溝改良や西大路鎌掛線道路改良、雨水排水事業、民間による工業団地の造成など、生活基盤や社会資本の整備も進んでいることはありがたいことだと、このように思っております。

さらに、近江日野田舎体験や、近江日野商人ふるさと館での伝統料理の提供など、都市農村交流も進んでおるところでございます。こうした流れをさらに一層大きくし、住み続けたい町、住んでみたい町を目指し、努力をしたいと思います。

国際社会では、イギリスのEU離脱の国民投票、アメリカの大統領選挙、韓国での大統領の弾劾可決、さらに各地でのテロや地域紛争など、いろいろな動きと課題が今年もありました。根本にある大きな要因の1つである、格差と貧困の広がる社会のありようを転換することが大切なのではと、このように思います。誰もが幸せになる社会を目指し、努力をしなければと思っておるところでございます。

年の瀬を迎え、寒さも増してまいりました。議員の皆様方におかれましては健康に十分ご留意をいただき、ご家族おそろいで輝かしい新年をお迎えになられますことを心よりご祈念申し上げ、12月議会の閉会にあたりのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

**議長（杉浦和人君）** 去る12月2日から本日まで、提出案件の審議にあたられました議員各位のご苦勞に深く感謝を申し上げます。

本年も余すところあとわずかとなってまいりました。寒さも一段と厳しさを増してまいります。くれぐれもご自愛をいただきながら、平成29年の輝かしい新春をご家族おそろいでお迎えになられますよう、心からご祈念申し上げます。

以上をもちまして、本日の会議を閉じ、平成28年第6回日野町議会定例会を閉会いたします。

一同起立、礼。

— 起 立 ・ 礼 —

**議長（杉浦和人君）** ご苦勞さまでございました。

— 閉会 12時02分 —

地方自治法第123条の規定により署名する。

日野町議会議長 杉浦 和人

署名議員 奥平 英雄

署名議員 高橋 渉